

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.16

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 昭和 44 年度

支援の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置
制度の趣旨・背景	市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図るため、事業用資産を市街地再開発事業による保留床に買換えた場合に税制上の特例措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>個人又は法人が事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得して事業の用に供した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益の課税を繰り延べることができます。これにより、民間事業者による早期かつ着実な保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行の確保を図ります。</p> <p>■主な内容</p> <p>○譲渡した事業用資産の譲渡益の80%について課税を繰り延べる(損金算入)</p> <p>■「譲渡資産」の要件</p> <p>○既成市街地等内にあること※</p> <p>※既成市街地等内とは次の区域のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地 ・近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域 ・首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域(名古屋市の一部) ・二号地区若しくは二項地区を定めている市又は道府県庁所在の市の区域の都市計画区域で、最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域 <p>■主な「買換資産」の要件※</p> <p>○既成市街地等内にあること</p> <p>○地上階数四以上の中高層耐火建築物である施設建築物であること</p> <p>○事業区域面積が5,000㎡以上であること</p> <p>※住宅の用に供する部分は対象外</p> <p>■適用期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税：令和8年12月31日 ・法人税：令和8年3月31日
対象となる方	事業用資産を市街地再開発事業により整備される施設建築物の保留床に買換える個人又は法人
問い合わせ先など	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8414